

「不正プログラム分析業務」に係る一般競争入札に関する質問及び回答

最終更新日2017年12月4日

独立行政法人情報処理推進機構

#	該当の章・節・項	頁	質問	回答
1	Ⅲ.仕様書 4. (2)	14	分析作業について、マルウェアが高度な隠蔽技術や特定の鍵がなければ動かない場合など、解析結果としてすべての項目を網羅できない可能性があるが、その場合は判明した事項の報告と考えてよいか。	マルウェアの詳細な解析や、マルウェアに関する公開情報等の調査を行った結果、網羅できない事項に関しては、仕様書に記載のとおり、分析の状況をあらかじめ IPA へ連絡のうえ、判明した事項限りの報告としてよい。
2	Ⅲ.仕様書 4. (2)	15	報告期限の除外時間について、例えば金曜日 20 時に受け付けたとすると、翌週火曜日 20 時までに分析結果の概要を報告する、と考えてよいか。	Ⅲ.仕様書 4. (3)記載のとおり、報告期限には休日の 0 時～24 時を除外するものとするため、質問のとおりで問題ない。
3	Ⅲ.仕様書 4. (2)	15	定義ファイル公開予定日時について、検体をウイルス対策ソフトウェアのベンダーに提供の上で予定を確認すると考えてよいか。 その場合、当社の指定するベンダーに確認をすると考えてよいか。	請負者において、一般に公開する定義ファイルを作成していない場合、Ⅲ.仕様書 4. (2)No.8 の項目は分析作業から除外してよい。